

令和6年度 山形県除雪オペレーター担い手確保支援事業 募集要項

県土整備部道路保全課

令和6年4月1日

1 対象となる事業等

県管理道路の安定した除雪業務確保のために、除雪オペレーターとして必要な資格取得等への経費を支援します。

2 対象となる事業者等

山形県の令和5・6年度競争入札参加資格者名簿（建設工事）の役務における除排雪業種に記載されている事業者とし、令和6年4月1日において55歳以下の普通自動車免許（AT限定を含む。）を所持している事業主、役員及び従業員の方とします。

3 補助の内容

(1) 補助率 対象経費の1/2以内とし、予算の範囲内で補助します。

(2) 限度額 1名につき5万円とします。

(3) 補助の対象となる経費

交付決定後に事業着手し令和7年3月14日までの間に取得あるいは受講した次の①から③の事業に係る実費（消費税抜き）を対象として補助します。

① 大型特殊免許の取得費用

（入学金、適性検査料、技能講習料、教本代、写真代及び検定料）

② 労働安全衛生法第61条に基づく車両系建設機械運転技能講習の受講費

（講習会受講費、教材費）

③ （一社）日本建設機械施工協会東北支部が主催する除雪講習会の受講費

（講習会受講費、教材費）

ただし、下記（ア）から（エ）については補助対象外です。

（ア）免許取得及び講習会受講にかかる旅費及び交通費

（イ）仮免試験料、仮免交付手数料、運転免許申請料及び技能試験料

（ウ）延長・補習教習料

（エ）その他取得、受講に関する事務的経費全般

なお、①～③の全部、またはいずれかだけでも申請することも可能ですが、除雪機械管理施工技術講習会を既に受講済みの場合は、再度受講しても補助金の対象となりません。

4 補助金交付の条件

補助対象となったオペレーターは、補助金の交付を受けた企業で県管理道路の除雪業務（大型特殊免許を必要とする作業に限る、ただし助手作業も含む）を交付年度から起算して3年以上続けることとします。なお、補助対象事業者が除雪業務を受注できなかった年度は対象外と

し、補助対象となったオペレーターが補助対象事業者以外の事業者へ移って県管理道路の除雪業務を行った期間も業務従事期間に含むことができるものとします。

これらの条件に違反した場合は、補助金の返還を求めます。

5 募集期間

令和6年4月1日（月）～令和7年2月28日（金）

6 補助金の交付決定までの手続き

「令和6年度山形県除雪オペレーター担い手確保支援事業費補助金交付要綱」（以下、「要綱」といいます。）第6条の規定により、山形県県土整備部道路保全課（以下、道路保全課といいます。）へ交付申請書を提出してください。

申請は先着順で受付し、申請額の累計が予算額に達し次第、募集期間中であっても受付を終了する予定です。

交付に伴う手続きや事業内容の詳細については、要綱に定められていますので、必ずご確認をお願いいたします。

7 免許取得・講習受講後の手続き

補助事業（免許取得あるいは講習受講）が完了したときは、事業完了後30日を経過する日又は令和7年3月21日（金）のいずれか早い日まで実績報告書を提出してください。

また、補助を受けた事業者は、オペレーターが県管理道路の除雪業務に従事していることを証明するため、除雪業務の契約後に発注者へ提出する建設機械運転員届の写しを、速やかに道路保全課へ提出してください。オペレーターが他の事業者へ移った場合であっても、補助を受けた事業者が提出してください。

8 お申込み・お問合せ窓口

山形県 県土整備部 道路保全課 管理調整担当

山形県山形市松波2丁目8番1号

TEL 023-630-2604、2904